

いのち

熊本県生命の応援事業

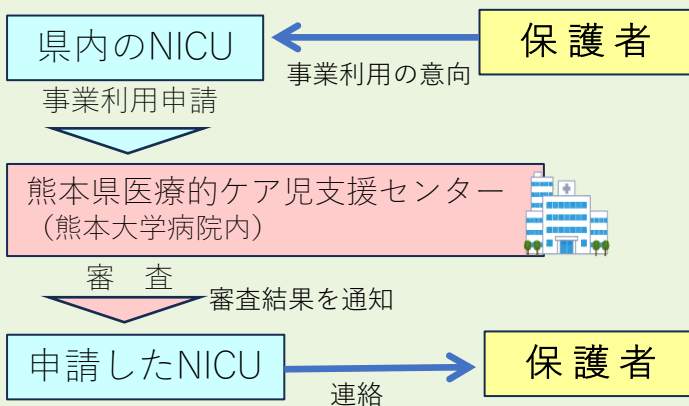
熊本県内の医療機関の新生児集中治療室(NICU)でのケアから在宅(県内)での生活へと移る医療的ケア児のうち、常時人工呼吸器を装着しているこども(以下「対象者」という)にとっては、災害などで電源が長時間使用できなくなると生命維持に直結する重大なリスクとなります。

そこで、県では、対象者とそのご家族が地域で安心して暮らせるよう円滑な在宅移行を応援するため、非常用電源装置を最長で5年間貸与する事業を新たにスタートしました。

ご相談や申請の受け付けを令和7年(2025年)10月31日から始めます。

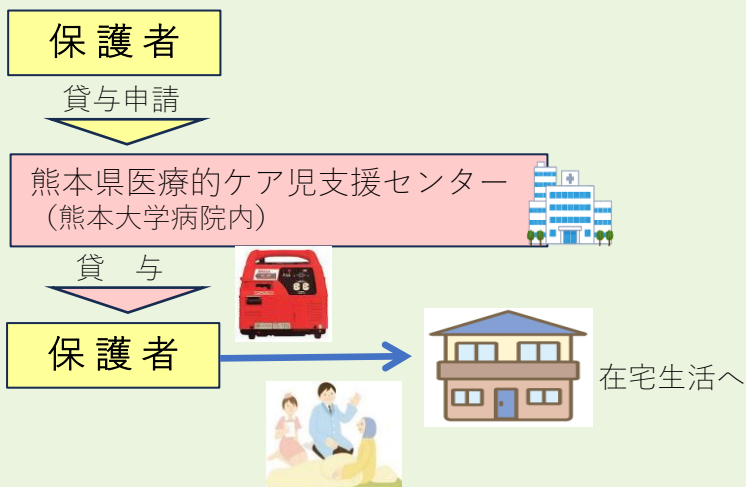
※事業利用には条件がありますので裏面をご確認ください

【①事業利用申請の流れ】

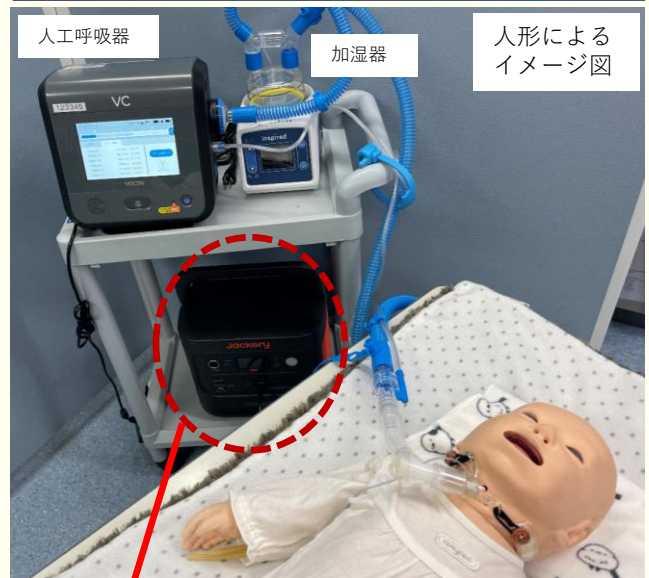


【②貸与申請の流れ】

※上記①で利用申請が認められた場合



「医療的ケア児」とは：日常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、その他の医療行為）が必要なこどもをいいます



貸与する非常用電源装置：正弦波インバーター発電機 ※電力波形が正弦波に近い高品質な電力を供給できる発電機です。

【お問合せ先】

事業利用の相談や貸与に関するお問合せ・申請は

熊本県医療的ケア児
支援センター まで
(熊本大学病院内)



電話番号 096-373-5653

メールアドレス info@kumamoto-children.net

ホームページ <https://kumamoto-children.net/>

◎事業利用にあたっての主な条件

- ・装置の稼働に必要な保守管理費用（電気料金等）は利用者に負担していただきます。また、装置を亡くしたり壊したりなど利用者にその責任が認められる場合には、修理費用等を負担していただくことがあります。
- ・お住いの市町村において装置購入への助成制度(給付や補助等)がある場合にはそちらの活用を優先していただきます。
- ・**貸与開始から6か月以内**にお住いの市町村へ**個別避難計画^(*)の作成を申請**していただく必要があります。
- ・装置の使用状況及び状態並びに貸与の条件に合致しているかどうかを定期的（年に1回程度）に確認します。

(*) 個別避難計画：高齢者や障がい者などのうちで自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者について、市町村において作成される避難支援等を実施するための計画をいいます。

なお、平時においては、お住いの市町村で条例などにより特別の定めがなければ、避難行動要支援者本人が同意を行う必要があります。



熊本県生命の応援事業についてのご質問にお答えします



Q:「常時」とは常に24時間装着しているということですか？

A:「常に24時間」とまではいきませんが、呼吸器を外すことができるのが概ね30分以内の「ほぼ24時間」装着している対象者を想定しています。

Q:すでにNICUから退院したのですが、この事業の利用を申請できますか？

A:令和7年(2025年)4月1日以降の退院であれば、事業利用の申請は可能です。

Q:熊本県外へ引っ越すのですが、そのまま貸与を受けることはできますか？

A:貸与は終了となりますので、装置は返還していただくことになります。

また、利用対象に該当しなくなった場合(人工呼吸器からの離脱等)も装置を返還していただくことになります。

Q:現在住んでいる市町村には非常用電源装置購入への助成制度(*)があります。この場合、熊本県生命の応援事業とどちらを利用するか選ぶことはできますか？

A:お住いの市町村における装置購入への助成制度(給付や補助等)の活用が優先されます。

なお、市町村に制度はあるけれど活用できない(例えば、障害者手帳を持っていることが条件となっているが、手帳申請の対象となっていない等)の場合には熊本県生命の応援事業の利用申請は可能です。

(*)令和7年10月現在、熊本市、八代市、水俣市、上天草市、天草市、宇土市、玉東町、南関町。

Q:事業の利用や貸与についてどちらに相談したらよいですか？

A:熊本県医療的ケア児支援センター(連絡先は表面を参照)へお尋ねください。このセンターでは、県からの委託により事業利用のご相談から貸与・管理にいたる一連の運用を行っています。

Q:個別避難計画はどのように作成すればよいですか？

A:お住いの市町村へお尋ねください。

なお、熊本県医療的ケア児支援センターでは、貸与を受けられた方(申請中の方も含みます)を対象に個別避難計画作成支援のための研修会(令和8年(2026年)1月29日(木)予定)を開催します。